

札幌市学校施設冷房設備整備事業について令和7年2月19日付で事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき事業契約の内容を公表します。

札幌市長 秋元 克広

1 事業対象施設

市内の小学校及び中学校等 177校

2 選定事業者の商号又は名称

札幌学校冷房整備株式会社

3 公共施設等の整備等の内容

事業者が行う主な業務は、以下のとおりである。

(1) 設計業務

ア 設計のための事前調査業務

イ 設計のための対象校の一般図（各階平面図、各対象室の代表平面詳細図、機器表、建具表、その他必要に応じた図）作成業務

ウ 施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

エ その他、付随する業務（業務水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

(2) 施工業務

ア 施工のための事前調査業務

イ 整備に伴う一切の工事（冷房設備の整備、エネルギー関連の設備の整備、植栽その他既存施設等の移設・復元等を含む。）

ウ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

(3) 工事監理業務

ア 施工に係る工事監理業務

イ その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

(4) 所有権移転業務

施工完了後の市への整備対象設備の所有権の移転業務

(5) 統括管理業務

上記(1)から(4)の業務全体を総合的に把握、管理し、各業務間の連絡・調整等を適切に実施する業務

4 契約金額

13,549,732,265 円（税込）に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額を加算した額

5 契約期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業契約書の以下の条項のとおり。

第 5 章 本事業契約の解除及び終了に関する事項

第 1 節 解除権等

（市の解除権等）

第 65 条 市は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があったとき、事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき又はこれらの手続が開始されたとき。
- (2) 事業者が解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- (3) 事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30 日間以上当該状態が継続したとき。
- (4) 事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 事業者が、本事業契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- (6) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき。
- (7) 公正取引委員会が、本事業に関し、選定企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (8) 本事業に関し、選定企業又は選定企業の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (9) 前 2 号に規定するもののほか、本事業に関し、選定企業又は選定企業の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- (10) 基本協定書第 4 条第 3 項の規定に従って本事業の落札者が市に対して差し入れた、基本協定書別紙 2 の様式による出資者誓約書に規定されたいずれかの構成員につき、表明及び保証した内容のいずれかが真実若しくは正確でなかったとき又はいずれかの構成員が当該構成員の責めに帰すべき事由により同誓約書に規定されたいずれかの誓約に違反したとき。
- (11) 所有権が移転された本冷房設備に契約不適合がある場合において、その不適合が本冷房設備を除却したうえで再び工事をしなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

- (12) 事業者が本冷房設備又は各業務の成果物の完成債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (13) 事業者の事業契約書等に基づく債務の一部の履行が不能である場合又は事業者が事業契約書等に基づく債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (14) 事業契約書等の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (15) 前各号に掲げる場合のほか、事業者がその債務の履行をせず、市が相当の期間を定めて催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき（正当な理由なく、第 61 条第 1 項に基づく履行の追完がなされないとき（ただし、同条に定める請求等が可能な場合に限る。）を含む）。
 - (16) 事業者が、第 68 条によらないで本事業契約の解除を申し出たとき。
 - (17) 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、是正措置を講じても要求水準を達成することができないとき。
 - (18) 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本事業契約に違反し市が相当の期間を定めて催告をしても当該期間内に違反が解消されないとき、又は事業者が本事業契約上の事業者の重大な義務を不履行したとき。
- 2 市は、事業者又は選定企業が以下のいずれかに該当する場合には、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。本条において以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 選定企業との契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合（前号の場合を除く。）に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- 3 市は、前 2 項の場合において、本事業契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。この場合において事業者は、市が被った損害を賠償しなければならない。

(1) 市は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において市が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

(2) 市は、事業者をして、本事業に係る事業者の本事業契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

4 事業者は、以下の各号に定める場合には、本事業契約の解除の有無にかかわらず、市の請求に基づき、それぞれ以下の各号に定める金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第1項第7号から第9号のいずれかの事由が生じた場合

契約金額（これに係る消費税及び地方消費税額を含む。以下、本条において同じ。）（契約金額の変更があった場合には変更後の契約金額。次号において同じ。）の10分の2に相当する額

(2) 第2項各号のいずれかの事由が生じた場合

契約金額の10分の1に相当する額

5 市は、前項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。

6 市は、第4項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

7 第4項又は前項に基づき市が事業者に対して違約金又は損害賠償を請求する場合において、同一の事由に関して基本協定に基づき市が選定企業から受領した違約金又は損害賠償金があるときは、事業者は、選定企業が市に支払った合計金額を控除した額を支払えば足りるものとする。

（本件対象校の統廃合等に伴う一部解除）

第66条 本件対象校の統廃合等がなされる場合、市は、当該本件対象校における本冷房設備に係る本事業契約の一部を解除するものとする。

2 市は、前項の規定により本事業契約を解除したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、事業者と協議して、その損害を合理的な範囲で賠償しなければならない。ただし、統廃合等の対象となった本件対象校に係る設計業務の着手前までに、市が事業者に当該本件対象校を本件対象校から除外する旨の通知をした場合は、この限りではない。

（市の任意による解除）

第67条 市は、前条による場合のほか、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、180日以上前に事業者にその理由を書面にて通知することにより、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

2 市は、前項の規定により本事業契約を解除したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、事業者と協議して、その損害を合理的な範囲で賠償しなければならない。

（事業者の解除権）

第68条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本事業契約を解除することができる。

(1) 第35条による本件工事の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が180日を超える場合には、180日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の

部分の工事が完了した後 90 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) 市が本事業契約に従って支払うべきサービス対価を、支払期限到来後 60 日を過ぎても支払わないとき。

(3) 市が本事業契約に違反し、その違反によって本事業契約の履行が不能となったとき。

(法令等の変更等又は不可抗力による解除)

第 69 条 市は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者との協議のうえ、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。

(2) 事業者が本事業を継続するために、市が過分の費用を要するとき。

2 市は、前項の場合において、事業者と協議のうえ、本事業契約の全部を解除する代わりに次の各号に定めるいずれかの措置をとることができる。

(1) 市は、出資者をして、事業者の全株式（潜在株式を含む。）を、当該時点において市が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

(2) 市は、事業者をして、本事業に係る事業者の本事業契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

第 2 節 契約解除の効力

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第 70 条 市は、本事業契約の締結日から全ての本冷房設備の所有権移転までの間に、第 65 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかにより本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、以下の各号の措置をとる。

(1) 市は、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。

(2) 市は、第 59 条に基づく所有権移転が完了した本冷房設備について、契約解除通知日においてサービス対価の未払がある場合には、第 63 条に従って当該未払のサービス対価を支払う。

(3) 市は、工事中的本冷房設備の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について事業者より引渡しを受け、その所有権を取得及び保持する。

(4) 市は、前号に定める所有権を保持したうえで、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）を市が定めた期日までに一括して支払う。

2 事業者は、前項の場合（第 65 条第 4 項各号に定める場合を除く。）において、契約金額（これに係る消費税及び地方消費税額を含む。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、市から契約解除の通知を受けてから直ちに市へ支払わなければならない。

3 市は、前項の場合において、第 9 条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。

4 市は、第 2 項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

(市の任意又は帰責事由による契約解除の効力)

第 71 条 事業者が、本事業契約の締結日から全ての本冷房設備の所有権移転までの間に、第 68 条により本事業契約を解除する場合には、市に対して本事業契約を解除する旨を通知し、本事業契約を解除する。

2 市は、本事業契約の締結日から全ての本冷房設備の所有権移転までの間に第 67 条又は第 68 条により市又は事業者が本事業契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置をとる。

(1) 市は、第 59 条に基づく所有権移転が完了した本冷房設備について、契約解除通知日においてサービス対価の未払がある場合には、第 63 条に従って当該未払のサービス対価を支払う。

(2) 市は、工事中的本冷房設備の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について事業者より引渡しを受け、その所有権を取得及び保持する。

(3) 市は、前号の所有権を保持したうえで、当該出来形部分に相当する代金（これにかかる消費税等を含む。）を市が定めた期日までに一括して支払う。

3 市は、前項に定める本事業契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用を負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力）

第 72 条 市は、本事業契約の締結日から全ての本冷房設備の所有権移転までの間に、第 69 条第 1 項により本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

(1) 市は、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。

(2) 市は、第 59 条に基づく所有権移転が完了した本冷房設備について、契約解除通知日においてサービス対価の未払がある場合には、第 63 条に従って当該未払のサービス対価を支払う。

(3) 市は、工事中的本冷房設備の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について事業者より引渡しを受け、その所有権をすべて取得及び保持する。

(4) 市は、前号の所有権を保持したうえで、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）を市が定めた期日までに一括して支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本事業契約の解除に関して事業者が発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第 33 条第 4 項又は第 34 条第 3 項がそれぞれ適用されるものとし、市は、事業者と協議のうえ、その支払方法を定める。

7 契約終了時の措置に関する事項 事業契約書の以下の条項のとおり。

第 3 節 本事業契約の終了

（期間満了による終了）

第 73 条 本事業契約は、本事業契約において別途規定されている場合を除き、令和 10 年（2028 年）3 月 31 日をもって終了する。

（契約終了時等の事務）

第 74 条 市は、理由の如何を問わず本冷房設備の所有権移転が終了したときは、所有権移転の終了し

た日から10日以内に、事業実施場所の現況を確認することができる。この場合において、事業実施場所に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、市は事業者に対してその修補を請求することができる。

2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を市に通知しなければならない。この場合において、市は、当該通知を受領した日から10日以内に修補の完了の検査を行う。

3 事業者は、理由の如何を問わず本冷房設備の所有権移転が終了したときは、事業実施場所に、事業者又は選定企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、市の確認を受ける。

4 市は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、市が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、事業者は、市の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、市の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 本事業契約終了時の手続に関する諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、第67条又は第68条に係る本事業契約終了の場合を除き、すべて事業者が負担する。

6 事業者は、本事業契約終了後も、本条に規定する事務が終了するまでは、解散してはならず、存続しなければならない。

(保全義務)

第75条 事業者は、契約解除通知日から第70条第1項第3号、第71条第2項第2号及び第72条第1項第3号による所有権移転のときまで、本冷房設備の出来形部分又は本冷房設備について必要な維持保全に努めなければならない。

(関係資料等の返還)

第76条 事業者は、理由の如何を問わず本事業契約を終了したときに、関係資料又は貸与図面等の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は貸与図面等を市に返還しなければならない。

2 事業者は、前項の場合において、関係資料又は貸与図面等が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第77条 事業者は、理由の如何を問わず本事業契約を終了したときは、設計図書その他本事業に関し事業者が作成した一切の書類のうち、市が合理的に要求するものを、市に対して引き渡す。

2 市は、前項により事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類について、本事業契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。